

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

※ 「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）前に終了する事業年度用

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(三) 令八・四・一以後終了事業年度分

資産区分		<p>(注) 本別表は、令和8年4月1日から「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）の前日までの間に終了する事業年度が対象となります。「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」の施行日（令和8年5月22日）以後に終了する事業年度については、P76をご参照ください。</p>				
取得価額	取得価額又は製作価額	6				
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7				
	差引取得価額	8				
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9				
	期末現在の積立金の額	10				
	積立金の期中取崩額	11				
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13				
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外
	合計	15				
	鉱山の寿命数	16		年		年
	当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17				
	同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン
	経済的採掘可能数量	19				
	当期産出鉱量	20				
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得	21		円		円
	差引取得価額 × 5%	22				
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	23			
		鉱量1トン当たり償却金額	24			
	(15) ≤ (22) の場合	算出償却額	25			
		算出償却額	26			
	平成19年4月1日以後取得	27				
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額	28				
	算出償却額	29				
	当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額	30			
特又は償却特別償却増上償却増上償却増上償却増上		31	(条 項) (条 項) (条 項) (条 項) (条 項)			
特別償却限度額		32	外	円外	円外	円外
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額		33				
当期償却額	34					
差引	償却不足額	35				
	償却超過額	36				
	前期からの繰越額	37	外	外		外
償却超過額	当期内容積金額	38				
	償却不足によるもの	39				
	積立金取崩しによるもの	40				
	差引合計翌期への繰越額	41				
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	42				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43				
	差引翌期への繰越額	44				
	翌期の期内	45				
	当期分不足額	46				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47					
備考						

P78~80参照

P81参照